

第4章 申請等に係る事務処理基準

第1節 申請及び届出

第1 設置又は変更許可の申請対象、範囲等

1 製造所等の許可範囲

製造所等の範囲は、原則として建築物内に設置する場合は一棟、屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可とする。【S37.4.6 自消丙予発44】

したがって、製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、1棟の建築物ごとに一の製造所として規制するものとする。

2 設置又は変更許可の申請

- (1) 危政令第6条（設置許可）、同第7条（変更許可）、同第8条（完成検査）、同第8条の2（完成検査前検査）の申請は、次表によるものであること。

製造所等の区分		申請方法	申請の内容
製造所		製造所ごと	危政令第9条第1項第20号の危険物を取り扱うタンクは、当該製造所の申請に含む。
貯蔵所	屋内貯蔵所	屋内貯蔵所ごと	隔壁で区分された2室以上の貯蔵所を有する貯蔵倉庫は、1の貯蔵所として扱う。※ア参照
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵タンクごと	同一防油堤内に複数のタンクを設置する場合であってもタンク1基ごとに申請する。
	屋内タンク貯蔵所	タンク専用室ごと	タンクの数に関わらずタンク専用室ごとに申請する。※イ参照
	地下タンク貯蔵所	タンク群ごと	タンクの数に関わらずタンク群ごとに申請する。※ウ参照
	簡易タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所ごと	品質を異にする危険物を貯蔵する場合は、簡易貯蔵タンクは3基まで1の申請とすることができる。
	移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所ごと	
	屋外貯蔵所	屋外貯蔵所ごと	
取扱所	給油取扱所	給油取扱所ごと	地下専用タンク、簡易タンク等を含めて1の申請とする。※エ、オ
	販売取扱所	販売取扱所ごと	
	一般取扱所	一般取扱所ごと	製造所の例による。
	移送取扱所	移送取扱所ごと	

完成検査前検査	基礎・地盤検査 溶接部検査	特定屋外タンク貯蔵所の基礎 地盤 溶接部
	水張検査	地下タンク、移動タンク、簡易タンク及び圧力タンクにあっては水圧検査、その他のタンクにあっては水張検査とする。
	水圧検査	なお、危政令第9条第1項第20号のタンクで容量が指定数量以上のものも同様とする。

ア 屋内貯蔵所のうち隔壁で区分された2以上の貯蔵室を有する貯蔵倉庫は、1の屋内貯蔵所として扱い、その貯蔵量の算定は、当該貯蔵される危険物の総量とするものであること。

イ 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室に2以上の貯蔵タンクを有する場合であっても1の屋内タンク貯蔵所として扱い、その貯蔵数量は、当該タンク専用室にあるタンク容量の総量とするものであること。

ウ 地下タンク貯蔵所においては地下貯蔵タンクを2基以上隣接して設ける場合で次のいずれかに該当するときは、タンク群である1の地下タンク貯蔵所として扱い、その貯蔵数量は、当該タンク群のタンク容量の総数とするものであること。

- (ア) 同一のタンク室に設置されているもの
- (イ) 同一のコンクリートで被覆されているもの
- (ウ) 同一のふた、基礎上に設置されているもの。タンク間隔は2m以内とする。

ただし、製造所等の区分が同じであること

エ 鉄道給油取扱所は、次によるものであること。

- (ア) 専用タンク以外のタンクを有することができるものであること。この場合、当該タンクは、それぞれの区分に従い給油取扱所とは別の申請を要する。
- (イ) デコンダー等のポンプ設備は、貯蔵タンクの附属設備として扱うものであること。
- (ウ) 固定給油設備等が設けられている地盤面がコンクリート等の舗装及び排水溝で区画された部分ごとに1の給油取扱所として扱うものであること。したがって、配管が接続していてもコンクリート等の舗装及び排水溝による区画が連続していないものは、別の給油取扱所となる。

オ 航空機給油取扱所にあつては、次によるものであること。

- (ア) タンクは前エ（ア）の例によるものであること。
- (イ) 航空機に給油する部分として明瞭に区画された場所ごとに1の給油取扱所として扱うものであること。したがって、当該部分が連続しているものにあつては、全体を1の給油取扱所とすることができる。

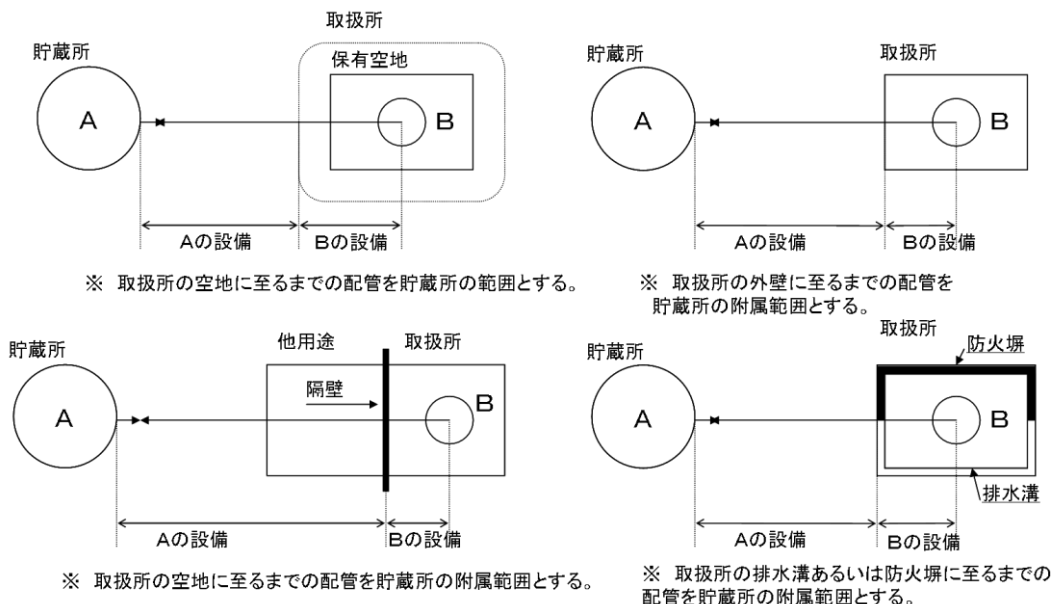
(2) 2以上の製造所等が供用する附属設備（ポンプ設備、注入口、配管、消火設備等をいう。以下同じ。）の附属範囲は、移送される危険物の制御関係、保有空地等を考慮し、実態に応じて区分するものとする。

なお、一般的な場合の区分例は次のとおりである。

ア 供用する附属設備が設置場所等（建築物内、保有空地内、隔壁・排水溝・防火壁により区画）により附属範囲が明確である場合は、それぞれの製造所等の附属とする（1-3図1参照）。

なお、戻り管については、ポンプ、バルブ等が設けられないケースが一般的であることから、戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とするが、Bの建築物及び保有空地内の部分についてのみBの配管とする。

1-3図1 2以上の製造所等が供用する附属設備の附属範囲



イ 設置場所等により附属範囲が明確でない場合は、次によること。

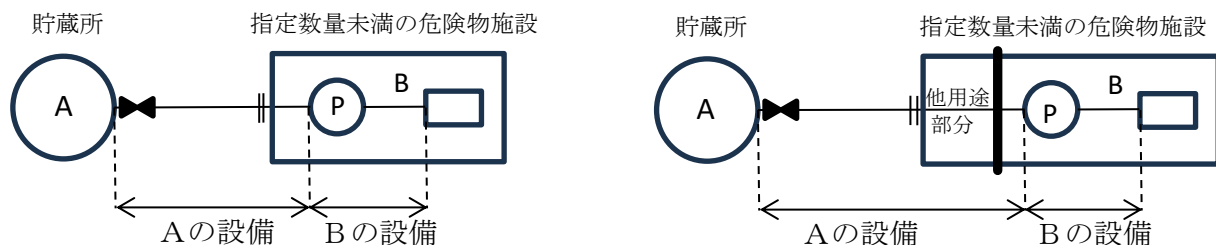
製造所等		附属範囲
製造所 と 取扱所	製造所 と 取扱所	指定数量の倍数の大きい施設の付属
製造所 と 取扱所	貯蔵所	製造所・取扱所の保有空地外は貯蔵所の附属
貯蔵所	と 貯蔵所	次の順位により附属させる 1. 容量が大きいもの 2. 引火点が低いもの 3. 距離が近いもの

(3) 製造所等と指定数量未満の危険物施設が供用する附属設備の附属範囲は前(2)、ア、1-3図1の例によるものとする。ただし、附属設備にポンプ設備があり、当該ポンプ設備が指定数量未満の危険物施設内にある場合は当該ポンプ設備直前の配管までを製造所等の附属範囲とする(1-3図2参照)。

なお、戻り管については、ポンプ、バルブ等が設けられないケースが一般的であることから、戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とするが、Bの建築物及び保有空地内の部分についてはのみBの配管とする。

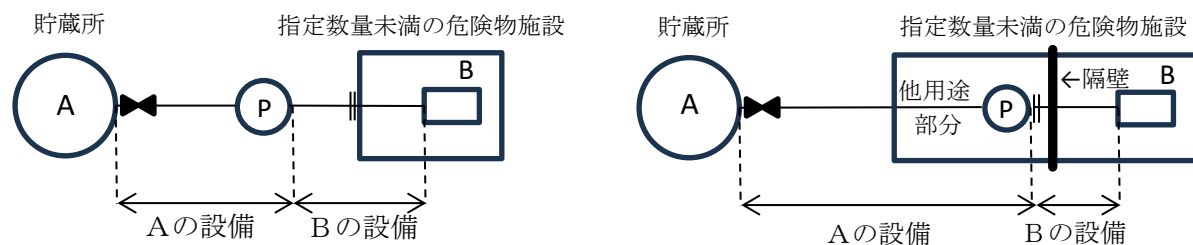
1-3図2 貯蔵物と指定数量未満の危険物施設が供用する附属設備(ポンプ設備がある場合)の附属範囲

1 ポンプ設備が指定数量未満の危険物施設内にある場合



※いずれの場合もポンプ直前までの配管を貯蔵所の付属範囲とする。

2 ポンプ設備が指定数量未満の危険物施設外にある場合



※いずれの場合もポンプまでを貯蔵所の付属範囲とする。

3 製造所等の設置または変更許可の区分

(1) 設置許可申請の対象となるものは、次に掲げるものとする。

ア 製造所等を新たに設置するとき。

イ 空地規制がなされていない製造所等の主たる部分の移設、ただし、移動タンク貯蔵所を除く。

ウ 製造所等の区分（危政令第2条、第3条）を変更するとき。

(2) 変更許可申請の対象となるものは、次に掲げるものとする。

ア 製造所等の構造又は設備を変更するとき。ただし、軽微な変更として資料提出により処理するものを除く。

イ 指定数量の倍数の変更により保有空地が拡大するとき。

ウ 空地規制がなされる製造所等を同一敷地内に移設するとき。

エ 移動タンク貯蔵所の常置場所を同一敷地外に変更するとき。

オ 積載式を除く移動タンク貯蔵所（被けん引式の場合は被けん引部分に限る。）の車両を交換するとき

カ 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事

キ 地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンク本体を取り替えるとき

【H10.10.13 危90】

ク 前（1）ウ以外の施設区分を変更するとき。（自家用→営業用給油取扱所、屋外→屋内給油取扱所、屋内→特定屋内貯蔵所などの変更がこれに該当する。）

4 許可申請書類及び添付書類並びに記載要領

(1) 許可申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

ア 設置又は変更許可申請書

イ 構造設備明細書（製造所、一般取扱所にタンクを設置する場合は、タンクの構造設備明細書も必要となる。）

ウ 委任状（申請を委任する場合に限る。）

エ 工程表（移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、その他工期が短期間なものを除く。）

オ 次に掲げる製造所等の位置、構造、設備の図面等

（ア）製造所等に共通する図書は、次によること。

区分		必要とする図書(図面等)
位置に関する図書	附近見取図	1. 所在地が明確であるもの 2. 保安距離を必要とする製造所等にあつては、制限を受ける建築物等の位置、規模が明示されているもの
	配置図	1. 製造所等の周囲に必要とする空地、敷地、構内通路等が明示されているもの 2. 隣接する製造所等の位置
構造及び設備に関する図書	平面図 構造図 承認図 仕様書等 必要な図面	1. 建築物等の規模、開口部、設備(配管経路)等の配置が明示されているもの(製造所等が階層である場合は、各階ごとの平面図) 2. 建築物等の構造及び材質が明示されているもの(平面図断面図によって詳細を示し、構造等の認定番号を明記) 3. タンクの場合は、タンク構造図及び容量計算書 4. 配管経路図(配管の材質、口径、塗覆装等の方法、緩衝装置の位置、点検箱の位置を明記したもの) 5. 排水経路図(ためます、防油堤、排水溝、油分離槽の位置を明記したもの) 6. 電気配線図(配線の種別、器具の取付位置)、器具の詳細図、器具の防爆性能等に関するもの 7. 附属施設(換気設備、排出設備、油分離装置、静電気除去装置、安全装置、避雷設備、ポンプ設備、制御装置、消費・取扱設備、その他附帯設備)等に関するもの 8. 消火設備に関するもの 9. 警報設備に関するもの

(イ) 製造所等ごとに必要とする図書は、前(ア)によるほか、次によること。

製造所等の区分	必要とする図書(図面等)
地下タンク貯蔵所 (取扱タンクを含む)	1. 地下タンクとサービスタンクのフロー図 2. ポンプ設備及びサービスタンクの断面詳細図 3. 地下貯蔵タンクの埋設構造図及び外面保護の構造、配管取付位置、強化プラスチック製作仕様書等に関するもの 4. 附属設備(通気管, 可燃性蒸気回収装置、過剰注入防止装置、装置、自動覚知装置等)に関するもの 5. 浮力計算書(タンク容量及び地下水位の状況による)
屋外タンク貯蔵所 (取扱タンクを含む)	1. 地盤の地質調査に関する資料 2. 貯蔵タンクの板厚、強度等の計算書 3. 貯蔵タンクの耐震、耐風圧構造計算書 4. 防油堤の構造及び容量の計算書(配管貫通部を含む) 5. 貯蔵タンクの構造、基礎の大きさ等に関する詳細図 6. 溶接構造の詳細図 ※ タンク容量等により必要図書の範囲が異なるので注意すること
屋内タンク貯蔵所 (取扱タンクを含む) 簡易タンク貯蔵所	1. 屋内タンクとサービスタンクのフロー図 2. タンクの配管取付位置、基礎、大きさ及びタンク専用室の壁との距離に関するもの 3. ポンプ設備及びサービスタンクの断面詳細図 4. 防油堤部分の構造(配管貫通部を含む)及び容量計算書 5. 2以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離に関するもの 6. 附属設備(自動覚知装置, 給油設備等)に関すること
移動タンク貯蔵所	1. 外観三面図 2. タンク構造図 3. 配管概要図 4. 安全装置構造図 5. 側面枠取付図 6. 側面枠構造図 7. 防護枠取付構造図 8. 底弁及び閉鎖装置構造図 9. 静電気除去装置構造図 10. 給油ノズル詳細図 11. 側面枠取付角度計算書 12. 電気設備概要図 13. ホースリール構造図及び注入ホース構造図 14. 可燃性蒸気回収設備概要図 15. 常置場所が借地の場合は、使用承諾書
給油取扱所	1. 専用タンクについては、地下タンク貯蔵所の例による 2. 固定給油設備, 灯油用固定注油設備に関するもの 3. 上屋を設ける場合は、空地と上屋との割合に関する求積図及び計算書 4. 外観図(アイランド詳細図、防火塀、排水溝、分離槽、遠方給油口、通気口、洗車ピット等) 5. 附属設備に関するもの ※ 給油取扱所以外の部分から危険物の供給を受ける場合は、当該製造所等の資料

(2) 許可申請書の記載は、次によるものであること。

ア 設置許可申請書は、次によること。

(ア) 申請の宛先、「旭川市長 ○○○○」を記入すること。

(イ) 申請書の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。

なお、設置者とは、製造所等を設置しようとする者であり、一般的には製造所等を所有する者又は所有する法人の代表者（以下「所有者等」という。）である。

ただし、所有者等から当該製造所等の全面的な権限を与えられた者にあつては、その旨を証する規程、契約書等の写しを申請書等に添付することで設置者とすることができる。

(ウ) 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいうものである。

(エ) 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

(オ) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は危政令第2条及び危政令第3条で規定する区分を記入すること。ただし、同区分で複数の形態がある場合は、() に具体的に記入すること。

例：「給油取扱所（屋内）」、「給油取扱所（自家用）」、「一般取扱所（ボイラー）」、「一般取扱所（充てん）」、「屋内貯蔵所（特定）」

(カ) 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、次表により算定した最大数量及び倍数を記入すること。

区分	最大数量
製造所	<p>a 非危険物を原料として危険物を製造する場合は、1日に製造される危険物の数量をもって最大数量とする。</p> <p>b 危険物を原料として危険物を製造する場合は、1日における原料と製品の指定数量の倍数を比較し、大なるものの数量をもって最大数量とする。</p> <p>c 原料及び製品以外に危険物を取り扱う場合は、上記a bの数量に当該取扱量を合算して、最大数量とする。</p> <p>d 製造工程が2日以上の場合又は、日によって異なる危険物を製造する場合等は、製造数量(倍数)が最大となる日の数量を最大数量とする。</p>
屋内貯蔵所 屋外貯蔵所	当該貯蔵所の面積及び貯蔵方法から、最大に貯蔵できる量を最大数量とする。
屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	<p>タンクの内容積から空間容量を差し引いた容量(以下「タンク容量」という。)を最大数量とする。ただし、次に掲げる場合は、貯蔵タンクの数量を合計して、最大数量とする。</p> <p>a 同一専用室に屋内貯蔵タンクを2基以上設置する場合</p> <p>b 地下タンクをタンク群として設置する場合</p> <p>c 簡易タンクを2基以上設置する場合</p>
給油取扱所	専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクのタンク容量の合計を最大数量とする。ただし、航空機及び鉄道給油取扱所専用タンクを有しない場合は、1日の取扱量をもって最大数量とする。
販売取扱所	貯蔵できる危険物の最大量をもって最大数量とする。
一般取扱所	<p>a 充てん、詰替等の施設にあつては、設備の規模、能力若しくは当該設備で充てんする移動タンク貯蔵所の台数等その実態を考慮して取扱量が最大となる日の量をもって最大数量とする。ただし、専用タンクを有する場合は、タンクの容量を最大数量とする。</p> <p>b 消費する施設にあつては、次によること</p> <p>(a) 消費量が最大となる日の量を最大数量とする。</p> <p>(b) ボイラー設備の消費量にあつては、実際の消費量による。</p> <p>(c) 発電設備は、常用にあつては1日の燃料消費量とし、消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間(24時間)を基に算定する。</p> <p>c 油圧装置等危険物を循環させる施設は、瞬間最大停滞量をもって最大数量とする。</p> <p>d 危険物を原料として非危険物を製造する施設は、1日の原料危険物の使用量が最大となる非の量とする等、製造所の例による。</p> <p>e 動植物油の注入光、排出口、配管、弁、ポンプ施設等の施設は、接続している貯蔵タンクの容量又は、1日の通過量をもって最大数量とする</p>

例 製造設備において、原油10,000L及びノルマルブタン1,000kgを原料としてガソリン2,000L、灯油3,000L及び重油4,000Lを製造し、かつ、当該製造所内に作動油1,200Lを取り扱うその他の設備がある場合は、原料の倍数が製品の倍数より大きくなるので最大数量及び倍数については、原料とその他の合計となり最大数量11,200L、倍数50.2倍となる。(次表参照)

		製造所の最大数量の例		
		類・品名	取扱数量	倍数
製造設備	原料	原油 (第1石油類)	10,000L	50倍
		ノルマルブタン (非危険物)	1,000kg	
	製品	ガソリン (第1石油類)	2,000L	10倍
		灯油 (第2石油類)	3,000L	3倍
		重油 (第3石油類)	4,000L	2倍
		小計	9,000L	15倍
その他	作動油 (第4石油類)	1,200L	0.2倍	

類・品名：第1石油類、第2石油類、第3石油類、第4石油類

最大数量：原料(10,000L) + その他(1,200L) = 11,200L

指定数量の倍数：原料(50倍) + その他(0.2倍) = 50.2倍

(キ) 指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量をそれぞれの危険物の指定数量で除して得た値を合計し、小数第3位を四捨五入して小数第2位までを記入すること。

(ク) 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の適用に従い、条文を記入すること。

(ケ) 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。例：上記設置場所に耐火構造の建築物(販売室等)及び給油設備等を設ける。

(コ) 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は、取扱いの目的及び概要を記入すること。

例：地下専用タンクに燃料を貯蔵し給油設備等により自動車等に給油販売する営業用給油取扱所

(サ) 着工予定期日の欄は「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完成予定期日の欄は、工事日数又は、完成予定年月日等を記入すること。

(シ) その他必要な事項の欄は、危政令第23条を適用して特例を使用する場合はその旨を、移動タンク貯蔵所の場合は、「常置場所には空車で置く」旨を記入すること。

(ス) 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

イ 変更許可申請書は、前アによるほか、次によること。

(ア) 設置者の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の許可年月日及び許可番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。

(イ) 変更の内容の欄は、当該製造所等の変更する部分を簡単に記入すること。

(ウ) 変更の理由の欄は、当該製造所等の変更する理由を簡単に記入すること。

ウ 構造設備明細書は、次によること。

(ア) 「事業の概要」の欄は、製造所等を設置している事業所等の主たる事業の内容を記入すること。

(イ) 「建築物の構造」の欄には、危険物製造所等として規制される部分の、階数、面積、構造等を記入すること。なお構造にあつては、建基法を併記すること。

(ウ) 「建築物の一部に…を設ける場合の建築物の構造」の欄は、他用途を有する製造所等にあつては、他用途を含めた全体の建築物の階数、面積、構造等を記入し、全体が製造所等である場合は、斜線を入れること。なお、他用途と製造所等が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは「建築物の構造概要」の欄に構造と併せて「完全耐火区画」と記入すること。

(エ) その他の欄については、該当する欄のみ記入し、該当しない欄には、斜線を入れること。なお、該当欄だけでは記入できない場合は、別紙とする。

第2 軽微な変更工事

(H9. 3. 26 消防危第36号通知、H9. 10. 22 消防危第104号質疑、H13. 4. 9 消防危第50号通知、H14. 3. 29 消防危第49号通知、R6. 3. 18 消防危第48号通知)

軽微な変更工事とは、変更の許可を要しない工事変更ものとして取り扱う工事をいうものである。

1 「軽微な変更工事」の判断基準【H14. 3. 29 消防危第49号通知】

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

この場合においては、事後における資料等の提出も要しない。

- (2) 変更工事の内容が基準の内容と関係が生じるかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事内容の資料等の提出を要すること。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係が生じないもの、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかであることになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の手続を要しないものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

- ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

2 「軽微な変更工事」の具体的な判断基準

- (1) 製造所等において行われる小規模な変更工事【H14. 3. 29 消防危第49号通知】

ア 変更工事の内容もさまざまであるが、「資料による確認を要さない軽微な変更工事」と「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料は、第3-2別記1のとおりである。判断にあたり、第3-2別記1中の「取替」、「補修」等の工事区分の定義及び備考欄の確認事項に注意すること。

イ 第3-2別記1に掲げられていない変更工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、「軽微な変更工事」となる場合がある。

ウ 製造所等において行われる変更工事が「変更許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」に該当するかの判断のフローは、第3-2別記2に示すとおりである。

- (2) 屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び付属設備の小規模な溶接工事【H9. 3. 26 消防危第36号】

ア 屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び付属設備の小規模な肉盛補修、重ね補修等の溶接工事は、「確認を要する変更工事」に該当する。

イ 当該溶接工事が「軽微な変更工事」に該当する具体的な判断資料は、第3-2別記3のとおりである。

3 届出等の手続き

- (1) 軽微な変更工事届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

ア 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置に係る設備の位置、構造及び設置方法、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの）等を記載すること。）

イ その他（工事部分の概略図面、計算書、仕様書等）

- (2) 同一施設で軽微な変更工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可に係る申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めることができる。

4 現場調査

必要に応じ、現場調査を行うこと。

第3-2別記1

具体的な例示

※ 用語の定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。また、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合は、これに含まない。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

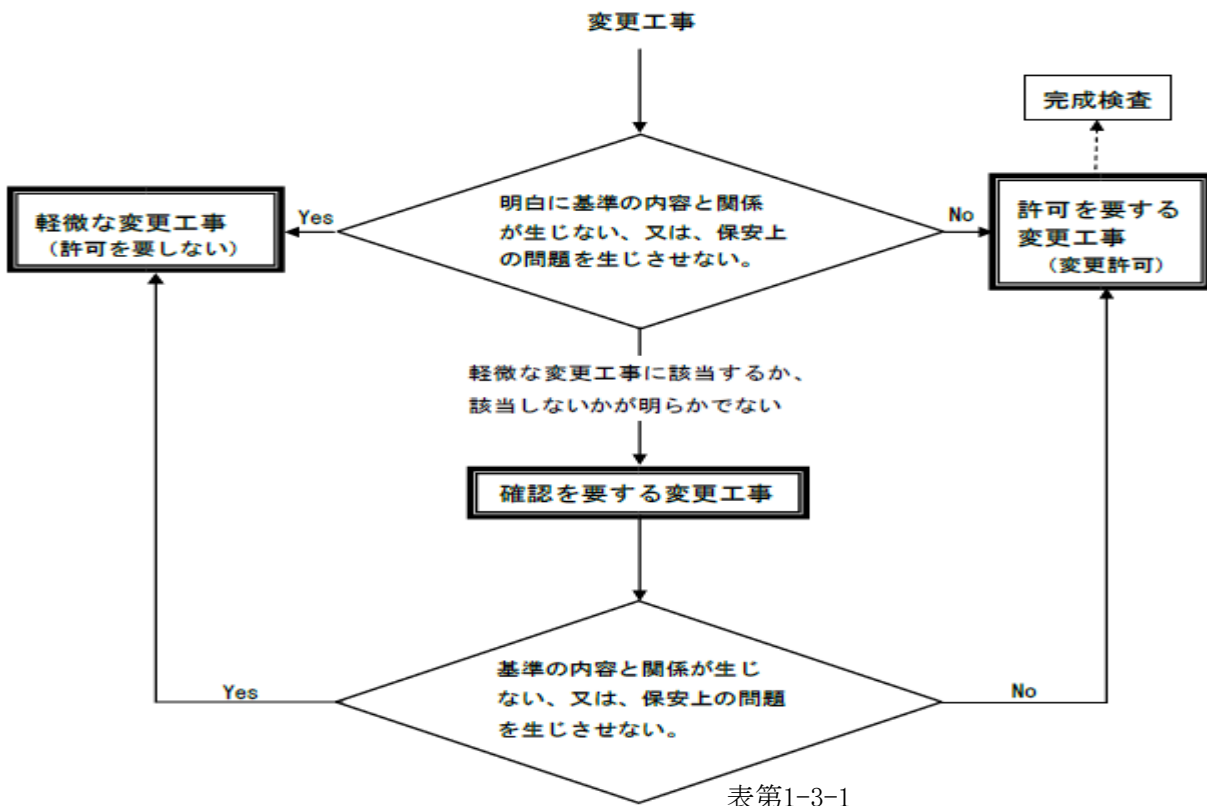
(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。ただし、補修のうち、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合にあっては、これを含む。

製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



表第1-3-1

具体的例示 (共通事項)

第2 具体的な事例 (共通事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- /：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	建築物・工作物	建築物		屋根（キャノピー含む）、壁、柱、床、はり等					○	/	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要ではない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・その他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと （ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く）
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス、窓、窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊、はしご				○	○		
11	建築物・工作物	工作物		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り、法面、コンクリートリング					△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
13	タンク等	基礎等						△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
14	タンク等	構造等						△	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	耐火				○	○		
16	タンク等	構造等					△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等					○	○		
18	タンク等	設備等					△	○	／	
19	タンク等	設備等	加熱装置				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置				○	○		
21	タンク等	設備等		△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等					△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
24	危険物設備等	配管等					○	△	△	

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
25	危険物設備等	配管等		△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
26	危険物設備等	配管等	配管加熱				○	○		
27	危険物設備等	配管等	配管加熱				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管等					○	○		
29	危険物設備等	機器等					△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	機器等					○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物設備等	機器等					○	○	／	
32	危険物設備等	配管等	バルブ				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
33	危険物設備等	機器等					○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
34	危険物設備等	機器等					○	○		
35	危険物設備等	機器等					○	○		
36	危険物設備等	機器等					○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）	
37	危険物設備等	機器等						○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
38	危険物設備等	機器等						△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
39	危険物設備等	機器等						○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
40	危険物設備等	機器等						△	○	△	・可燃性蒸気の回収に関する保安管理に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等	保温 保冷					○	○	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないこと
42	危険物設備等	機器等						△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等						○	○		
44	危険物設備等	機器等	防食					○	○		
45	危険物設備等	制御装置 安全装置等	計装 機器		△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
46	危険物設備等	制御装置 安全装置等	安全 弁等					○	○		
47	危険物設備等	制御装置 安全装置等	計装 機器					△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物設備等	制御装置 安全装置等	安全 弁等					△	○		・緊急停止等の制御条件に変更がないこと

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
49	危険物設備等	制御装置 安全装置等		△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
50	防油堤・ 排水設備等	防油堤					／	△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・配管等の変更を伴わないこと
51	防油堤・ 排水設備等	防油堤		△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
52	防油堤・ 排水設備等	防油堤		△	△	△	○	○	△	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
53	防油堤・ 排水設備等	防油堤					△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
54	防油堤・ 排水設備等	防油堤		△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
55	防油堤・ 排水設備等	排水溝等					△	○		
56	防油堤・ 排水設備等	排水溝等						○		・危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上 部スラブを除く）
57	電気設備	電気設備		△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に 設置しないこと
58	電気設備	電気設備					○	○		
59	避雷設備	避雷設備					○	○		
60	消火設備・ 警報設備	消火設備					△	○		

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備（散水・水幕設備を含む）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口（泡ヘッドを除く）等				△	○	／	
62	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等				○	○	／	
63	消火設備・警報設備	消火設備		第四種、第五種消火設備	△	△	△	○	○	／	・自主設置のもの
64	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○	／	／	
65	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く）	△	△	△	○	○		・警報区域に変更がないこと
66	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
67	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
68	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○	／	・自主的に増設するもの

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	一般取扱所			ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
4	一般取扱所			分析計（キュービクル内取付けを含む） 分析計の例：サルファー分析計、 ガスクロマトグラフィー等				○	○	○	
5	一般取扱所	その他設備 機器等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	
6	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
7	屋内貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
8	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
9	屋外タンク貯蔵所			認定品の可とう管継手				○	／	／	
10	屋外タンク貯蔵所			認定品以外の可とう管継手				△	／	／	・管径、経路の変更がないこと
11	屋外タンク貯蔵所			ローディングラダー				△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
12	屋外タンク貯蔵所			ボンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
13	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のウェザーシールド				○	○	/	
14	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のシール材				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	屋外タンク貯蔵所		ルーフドレン				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
16	屋外タンク貯蔵所	保温 保冷	保温（冷）材				○	○		
17	屋外タンク貯蔵所		内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンク底部から漏えいを誘発するおそれのないこと
18	屋内タンク貯蔵所		流出危険物自動検知警報装置				○	○		
19	屋内タンク貯蔵所		出入口の敷居				○	○	/	
20	地下タンク貯蔵所		犬走り				/	/	/	
21	簡易タンク貯蔵所		固定金具				○	○	/	
22	移動タンク貯蔵所		底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
23	移動タンク貯蔵所		マンホール、注入口のふた				○	○	/	
24	移動タンク貯蔵所		マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
25	移動タンク貯蔵所		品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・自主設置のもの
26	移動タンク貯蔵所		Uボルト				○	○	/	
27	移動タンク貯蔵所		可燃性蒸気回収ホース				○	○	/	
28	移動タンク貯蔵所		ノズル及び結合金具を含む注油ホース（積載式の移動タンク貯蔵所を除く）				○	○	/	
29	移動タンク貯蔵所		箱枠				△	△	/	・箱枠の溶接線補修 ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
30	移動タンク貯蔵所	積載式	積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
31	屋外貯蔵所		周囲の棚				○	○	/	
32	屋外貯蔵所		ラック式の棚				△	○	/	・耐震計算等に変更がないこと
33	屋外貯蔵所		固体分離槽				△	○	/	
34	屋外貯蔵所		シート固着装置				○	○	/	
35	給油取扱所	工作物	防火塼				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
36	給油取扱所	工作物	犬走り、アイランド等				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
37	給油取扱所	工作物		サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
38	給油取扱所	工作物		日よけ等（キャノピーを除く）	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更がないこと
39	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
40	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
41	給油取扱所	給油機器等		通気管の可燃性蒸気回収装置				○	○	○	
42	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油機器等		認定品の固定給油（注油）設備			△	○	○	△	・ホース長の変更がないこと
44	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等				△	○	△	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
45	給油取扱所	その他設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
46	給油取扱所	その他設備機器等		ショップを含むセールスルーム内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	給油取扱所	その他設備機器等		セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤、照明器具				○	○		
48	販売取扱所	工作物		延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁				△	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
49	販売取扱所	その他設備機器等		棚				○	○	○	
50	移送取扱所	配管等		配管（地下配管を除く）				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
51	移送取扱所	配管等		配管のペントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	△	△	△	○	○	○	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
52	移送取扱所	配管等		切替弁、制御弁等				○	○		
53	移送取扱所	制御装置 安全装置等	安全弁等	緊急遮断弁				△	○		
54	移送取扱所	機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
55	移送取扱所	機器等		ピグ取扱装置				△	○		
56	移送取扱所	機器等		感震装置				△	○		
57	移送取扱所	機器等		漏えい検知装置				△	○		
58	移送取扱所	その他設備機器等		漏えい検知口				○	○		
59	移送取扱所	その他設備機器等		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームのカブラー		／	△	○	○	△	・ボルトにより取付け可能なもの
60	移送取扱所	その他設備機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	移送取扱所	その他設備機器等		衝突防護設備				○	○		
62	移送取扱所	その他設備機器等		巡回監視車				○	○		

※1 固定給油設備等の取替について、以下のものについては当該「取替」に該当しない。

- ① 固定給油設備等の給油ホースの長さを変更する工事
- ② 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
- ③ ホーススライド機能の追加工事
- ④ 固定給油設備等の外装を大きくする工事等に伴い、危険場所が変更前より拡大される工事
- ⑤ 固定給油設備等の給油ホースの数を変更する工事
- ⑥ 油種判定機能の追加工事又は削除工事

※2 門型洗車機の取替工事に併せ、確認を要する変更工事に以下の工事をすることができる。

- ① レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事
- ② 洗車機に電光掲示板を設置する工事（危険場所範囲外に設けるものに限る。）

ただし、工事内容が技術基準の内容と関係のないもの、又は技術基準の内容と関係があっても保安上影響を及ぼさないものに限られる。

※3 コンタミ防止装置及び過剰注入防止装置の増設にあつては、性能評価を受けたものに限る。

表第1-3-2 屋外タンク貯蔵所等の確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事
(H9. 3. 26 消防危第36号通知)

工事の種別	工事の内容
附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)	(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事 (3) 屋根板及び側板の溶接部以外の部分(以下「気相部」という。)におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事
屋根に係る溶接部工事	(1) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の肉盛り補修工事
側板に係る溶接工事	(1) 側板の気相部分における重ね補修のうち1箇所当たり0.09㎡以下のもの (2) 側板の気相部における肉盛り補修工事 (3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下、かつ板(母材)1枚当たり3箇所以下のもの
底部に係る溶接工事	(1) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で補修基準(H6.9.1 消防危第73号通知別添1の補修基準)の分類で○に該当する工事において、1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03㎡以下 イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06㎡以下 ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09㎡以下 (3) 側板の内面から600mmの範囲以外の底部に係る溶接部修工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m以下 イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m以下 ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m以下
製造所等のタンクに係る溶接工事	上記について、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とする。

※注1 溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回当たりに行われる工事の量を示す。

※注2 表第1-3-2中の用語の定義

「重ね補修」とは、母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修(タンク附属物取付用当て板を除く。)

「肉盛り補修」とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修

「溶接部補修」とは、溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。)

「接液部」とは、危規則第20条の7に定める接液部

5 軽微な変更工事の例示

次の(1)から(3)以外の変更工事については、別表のとおりとする。

- (1) 構造及び設備等の変更を目的としない工事（塗装工事、点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事）は、資料等による確認を要さない工事とする。
- (2) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更については、次の表のとおりとする。

常置場所の変更		取扱い
同一敷地外に変更		変更許可
同一敷地内での変更	屋外から屋内	変更許可
	屋外から屋外	確認を要する軽微な変更工事
	屋内から屋外	
	屋内から屋内（同一建物の場合）	
	屋内から屋内（別建物の場合）	変更許可

(3) 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事については、次の表のとおりとする。

変更工事の内容	タンク分類		
	腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク	腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク	該当しないタンク ※1
内面コーティング マンホール工事なし	変更許可	変更許可	確認を要する軽微な変更工事※2
内面コーティング マンホール工事あり	変更許可	変更許可	変更許可
電気防食	変更許可	変更許可	変更許可
危険物の微小な漏れを検知するための設備 (高精度液面計)	※3	変更許可	確認を要する軽微な変更工事※2
統計学的在庫管理手法 (S I R)	※3	確認を要する軽微な変更工事※4	確認を要する軽微な変更工事※4

- ※1 該当しないタンクとは、申請時等において「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当しないものをいう。
- ※2 地盤面のはつり工事等の他に技術上の基準を審査する必要がある場合には、変更許可とする。
なお、軽微な変更工事とする場合には、該当しないタンクとしての期限内に工事が完了していること。
- ※3 「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」に講じる措置としては該当しない。
- ※4 統計学的在庫管理手法は、確認に必要な資料の添付を求め危政令第23条の特例適用の可否を判断すること。ただし、製造所等の構造及び設備を変更することにより、技術上の基準に適合しているか審査を要する場合は除く。

第3 消防用設備等の着工の届出

- 1 製造所等において消防用設備等の設置又は変更の工事をしようとするときは、法第 17 条の 14 の規定により施行規則第 33 条の 18 による「工事整備対象設備等着工届出書」を消防用設備等の工事に着手する 10 日前までに届出なければならない。

ただし、予防事務審査基準 2（旭川市消防本部）第 3 章に掲げる軽微な工事に該当するものについては、当該届出を省略することができる。

なお、着工の届出を要しないものであっても危険物製造所等設置・変更許可申請又は危険物製造所等軽微な変更届出書の申請等は必要である。

- 2 工事整備対象設備等着工届書に添付する図書については、予防事務審査基準 2（旭川市消防本部）第 3 章に掲げるものとする。

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図書が提出されている場合は、当該添付図書を添付しないこととして差し支えない。

第4 中間検査

1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 中間検査の項目

中間検査の項目及び確認方法は、次のとおりとする。◆

(1) 共通

ア 配管検査（原則、現場により確認するもの）

(ア) 経路（現場確認）

(イ) 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書又は現場抜取検査）

a 試験媒体は、陸上部分では水又は窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可）、で行うこと。

b 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。

c 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、陸上部分では 30 分以上放置後、圧力に変化の無いことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。

(ウ) 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）

(エ) 配管防食措置（現場又は写真により確認）

イ 消火設備（第 4 種及び第 5 種を除く。） 作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

ウ 警報設備 作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

エ 避難設備 作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

(2) 屋外タンク貯蔵所

ア 鉄筋コンクリート製の防油堤及び基礎の配筋検査

(ア) 配筋の太さ（現場又は写真により確認）

(イ) 配筋の間隔（現場又は写真により確認）

(ウ) 配筋の結着状況（現場又は写真により確認）

(エ) コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）

イ タンク基礎の水平度（防油堤基礎一体のものは除く。）（現場又は水平度測定結果報告書により確認）

ウ タンク本体に係る溶接線の目視検査（現場又は写真により確認）

エ タンク本体に係る溶接線の非破壊検査（現場施工のものに限る。）（現場又は非破壊検査試験結果報告書により確認）

オ 基礎・地盤の標準貫入試験及び平板載荷試験（現場又は標準貫入試験及び平板載荷試験結果報告書により確認）

カ 屋根の漏れ試験（現場又は屋根の漏れ試験結果報告書により確認）

(3) 地下タンク貯蔵所

ア タンク室検査（基礎、壁面及び上部スラブ）

- (ア) 配筋の太さ（現場又は写真により確認）
- (イ) 配筋の間隔（現場又は写真により確認）
- (ウ) 配筋の結着状況（現場又は写真により確認）
- (エ) コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）
- (オ) タンク室の大きさ（現場又は写真により確認）
- (カ) タンク枕の状況（現場又は写真により確認）
- (キ) タンク室防水措置（現場確認）

イ タンク防食措置の検査（膜厚検査）

エポキシ樹脂等による防食措置の場合は、次によること。

(ア) 塗膜の厚さ

基本的に自主検査にて 500 mm 間隔で計測することとするが、自主検査報告書の記載は最大値、最小値のみとして差し支えない。

現場検査は、抜き取りで実施する。

(イ) 傷の有無（現場確認）

ウ タンク据え付け状況

- (ア) タンク据え付け時のタンク室の乾燥状況（現場確認）
- (イ) タンクとタンク室との間隔（現場又は写真により確認）

エ 二重殻タンク

(ア) 鋼製二重殻タンク（SS タンク）

鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について（H3. 4. 30 消防危第 37 号通知）によること

(イ) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（SF タンク）

第 3 章第 3 節第 4 「地下タンク貯蔵所」別添 2 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」によること

(ウ) 強化プラスチック製二重殻タンク（FF タンク）

第 3 章第 3 節第 4 「地下タンク貯蔵所」別添 3 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用」によること

(4) 給油取扱所

- (1) 及び(3)による。

(5) 移送取扱所

ア 放射線透過試験等の非破壊試験は危険物危規則第 28 条の 27 により実施すること。

なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認する。

イ 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書又は現場抜取検査）

- (ア) 試験媒体は、水（事業所の敷地内の陸上部分は、窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可））で行うこと。
- (イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5 倍以上とする。
- (ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24 時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。ただし、試験圧力を当該配管の最大常用圧力の 2 倍以上とした場合は放置時間を 4 時間とすることができる。（海底配管を除く。）

- ウ 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）
 - エ 配管防食措置（現場又は写真により確認）
- (6) (2)から(5)以外の製造所等
状況に応じ、現場検査、抜取検査、試験結果報告書等により確認すること。なお、タンクにあつては、(2)及び(3)の例によること。
- (7) (1)から(6)までにかかわらず、特に必要と認められる事項については中間検査を実施する。

第5 完成検査前検査の申請

1 完成検査前検査の種類

(1) 水張検査

原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。

(2) 水圧検査

タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。

(3) 溶接部検査

タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験等により行う検査をいう。

(4) 基礎・地盤検査

タンクの基礎・地盤に標準貫入試験、平板載荷試験等により行う試験をいう。

2 既設タンクの取扱い

(1) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて

(H10.3.16 消防危第29号通知)

ア 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合

当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手續により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手續を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手續により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手續を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手續により当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

(ア) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手續により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

(イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果をもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

(2) 製造所に設置されている 20 号タンク（完成検査前検査済）を別の製造所に直接移設する場合において当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないこととすることができる。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

3 廃止された製造所等に係るタンクの取扱い

(1) 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。（S56.2.3 消防危第 10 号質疑）

(2) 廃止した給油取扱所の地下貯蔵タンクを地下タンク貯蔵所として使用する場合、地下タンク貯蔵所の設置に係る完成検査前検査の取扱いについては、タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。）不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第 13 条第 6 項に定める水圧試験の代替するものと判断できる場合は、同規定について危政令第 23 条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えない。

（S59.3.30 消防危第 27 号質疑）

(3) 製造所と一般取扱所で施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届け出及び設置に係る許可の手続きにより行うこととなるが、施設区分の変更に伴い、危政令第 9 条第 1 項第 20 号に規定する危険物を取り扱うタンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第 11 条第 1 項第 4 号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。以下同じ。）、第 12 条第 1 項第 5 号又は第 13 条第 1 項第 6 号の基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）を改めて実施しないこととして差し支えない。

（H9.6.2 消防危第 70 号質疑）

(4) 廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合、危告示第71 条第 1 項第 2 号に規定する液体加圧法（水加圧 70kPa）による試験を実施することをもって完成検査前検査とすることができる。なお、タンク検査済証には検査方法を記載するものとする。また、この検査方法により当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

4 海外で制作されたタンクの取扱い

海外で製作された液体危険物タンクを、製造所又は一般取扱所において 20 号タンクとして使用するために、ユニットに組み込まれた状態で輸入される場合における水張試験又は水圧試験については、次によること。（H13.3.23 消防危第 35 号通知）

(1) 対象となる液体危険物タンクは次のア及びイに適合するものであること。

ア 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。

イ 海外の公正かつ中立な検査機関による危政令 9 条第 1 項第 20 号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認されるもの。

- (2) 液体危険物タンクに係る水張試験又は水圧試験に関する基準への適合性について、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施する。
- (3) 海外の公正かつ中立な検査機関は、危政令 9 条第 1 項第 20 号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適正にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。

[海外における検査機関の例]

- ・Lloyd' s Register (ロイド・レジスター)
- ・Germanisher Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・Underwriters Laboratories Inc. (ユー・エル)
- ・TUV (テュフ)
- ・Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)

5 完成検査前検査申請に添付する図書

本組合で許可を受けた製造所等のタンクを本組合管轄内で完成検査前検査（水張又は水圧検査）を受験する場合にあっては、危規則第 6 条の 4 第 1 項に規定する完成検査前検査申請書のみでその他添付書類は不要である。（H9. 3. 26 消防危第 35 号通知）

第6 完成検査の申請（法第11条第5項関係）

1 完成検査申請の方法

完成検査申請は、次に掲げる方法によること。

- (1) 完成検査は、一の製造所等ごとに申請すること。
- (2) 完成検査前に変更許可を受けた製造所等の完成検査は、1件として申請すること。
- (3) 完成検査申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とすること。
- 2 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものである。（S43.10.14 消防予第224号質疑）
- 3 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とする。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。（S43.10.14 消防予第224号質疑）
- 4 設置許可後であって完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、当該追加の変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、設置完成検査手数料を徴収するものとする。（S39.3.2 自治甲消予発第15号通知、S48.8.2消防予第122号質疑）
- 5 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の受検の少なくとも前日までに申請すること。

6 完成検査時に提出する書類

製造所等の完成検査前日までに、次に掲げる書類のうち該当するものを提出すること。◆

- (1) 危政令第8条の2第4項第1号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法による検査又は検定に合格したものについて交付される検査合格証、容器明細書又は容器検査証等の写し
- (2) 危政令第8条の2第4項第2号の規定により、溶接部検査を要しないものとされた場合は、保安検査に係る保安検査済証の写し（完成検査と保安検査終了日が同一日であるときは適用しない。）
- (3) 危政令第8条の2第4項第3号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合している旨の危規則（危規則第6条の2の9）で定める表示（国際海上危険物規程（IMDGコード）に従い必要な事項が記載されたもの）の写し
- (4) 許可に係る市町村長等以外の他の行政機関で交付されたタンク検査済証（正）の写し（危政令第8条の2の2の規定により、許可行政庁以外の行政機関で完成検査前検査を受けた場合）
- (5) 避雷設備等で接地極の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、避雷設備の接地極施工書・接地抵抗値測定結果書（結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。）
- (6) 電気防食の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、電気防食の防食電位測定結果書（結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。）
- (7) 屋外貯蔵タンク及び屋外20号タンクを有する製造所等の設置又は変更工事を行う場合にあつては次の書類（容量500kL未満のタンクを除く。）
 - ア 磁粉探傷試験結果書
 - イ 浸透探傷試験結果書
 - ウ 放射線透過試験結果書
 - エ 漏れ試験結果書
 - オ 不等沈下測定結果書（容量500kL未満であっても指定数量200倍以上のタンクは必要）
 - カ 板厚測定結果書

キ 底部の形状測定結果書

(8) 移送取扱所における配管設置又は変更工事にあつては、移送配管非破壊試験結果書

(9) 消防用設備等の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、当該設備の試験結果報告書（消防設備のうち第4種及び第5種を除く。）

(10) その他必要と認める書類

7 完成検査時における工事用架台等の取扱い

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとする。（H9.3.26 消防危第35号通知）

(1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去すること。

(2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を示すこと。

5 完成検査指針

この指針は、製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。（H1.8.31 消防危第81号通知）

(1) 保安距離

ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。

イ 塀等の代替措置による場合その幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。

(2) 保有空地

ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。

イ 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。

(3) 標識、掲示板

大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。

(4) 建築物等

ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じた溜枘の設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

ク 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(5) 危険物設備機器

- ア 機器リストとフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。
- イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備機器構造図、構造設備明細書により確認する。
- ウ 圧力の変化を生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の吹き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取付け位置をフロー図、機器リスト、配置図、及び設備機器構造図により確認する。
- エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。
- オ 属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造等及び防油堤の構造、強度、容量並びに防油堤配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油堤構造図等及び構造設備明細書等により確認する。
- カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。
- キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

(6) 電気設備等

- ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。
- イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、構造設備、明細書により確認する。

(7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

(8) 危険物配管

- ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書により確認する。
- イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

(9) 消火設備

- ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。
- イ 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。
- ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。
- エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。検査の方法については概ね次のとおりとする。（H9.3.26 消防危第35号通知）

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

- (イ) 中規模な変更工事
中規模な変更工事（ア及びウ以外）においては、原則としてウに掲げる事項及び通水の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。
- (ウ) 小規模な変更工事
放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。
- オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。
(H9. 3. 26 消防危第35号通知)
- カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い（H9. 3. 26 消防危第35号通知）
泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。（H9. 3. 26 消防危第35号通知）
- (10) 警報設備
- ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。
- イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。
(H9. 3. 26 消防危第35号通知)
- (11) 緊急時対策
停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあっては、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。
- (12) その他
完成検査提出書類（完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他）について、その適正を確認する。

第7 定期点検（法第14条の3の2関係）

1 定期点検を実施しなければならない製造所等は、次の表のとおり。

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製造所	指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋内タンク貯蔵所	—
地下タンク貯蔵所	全て
簡易タンク貯蔵所	—
移動タンク貯蔵所	全て
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
給油取扱所	地下タンクを有するもの
販売取扱所	—
移送取扱所	全て
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの

※ 次の製造所等は除く。

- ・ 鉱山保安法（S24年法律第70号）第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- ・ 火薬類取締法（S25年法律第149号）第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- ・ 移送取扱所のうち、配管の延長が15kmを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの
- ・ 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを容器に詰替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く。）

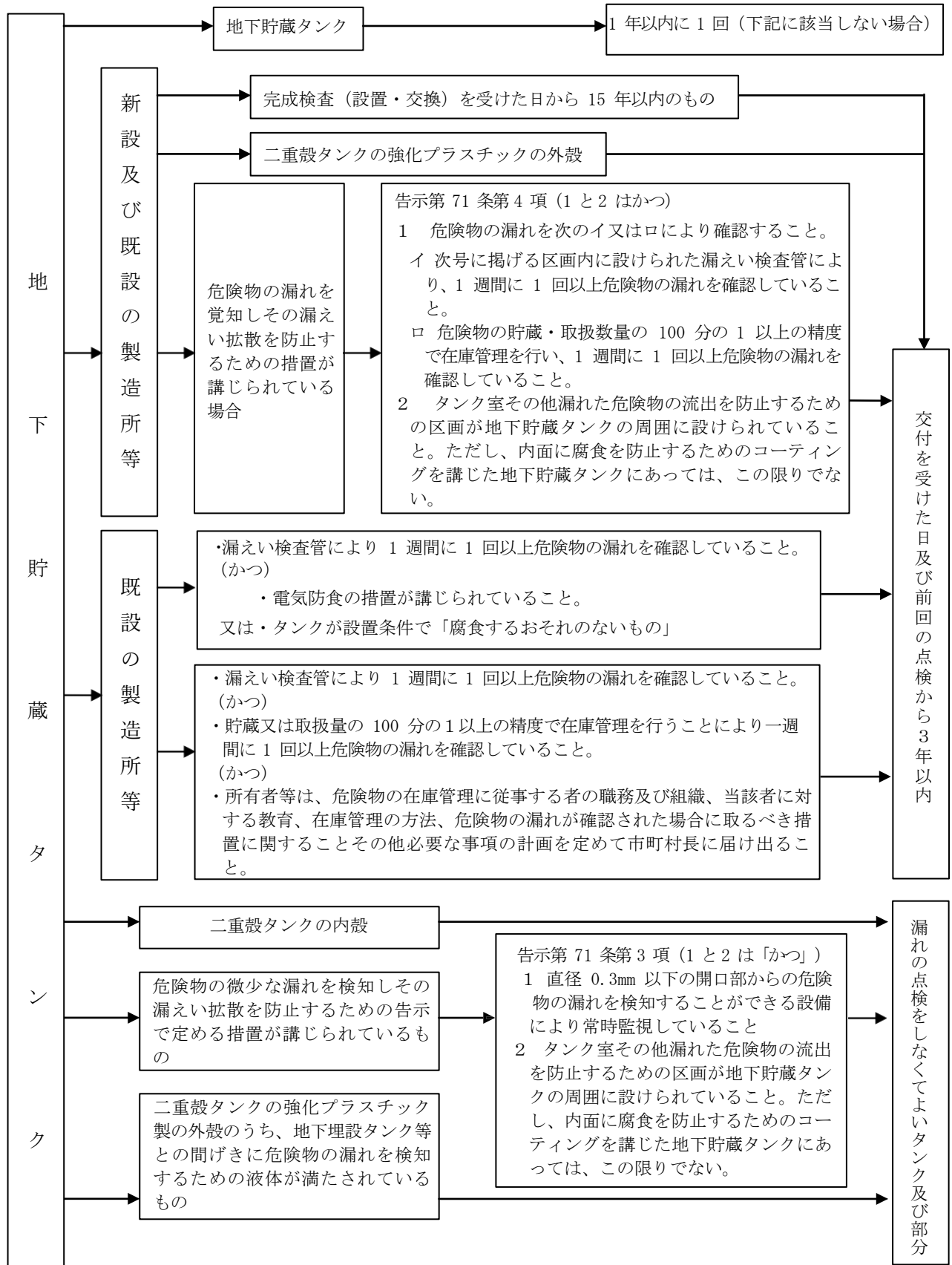
表第1-8-1

2 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。

- (1) 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（H3.5.29 消防危第48号通知、H11.6.15 消防危第57号通知、H13.3.27 消防危第37号通知、H21.2.27 消防危第34号通知）（H22.12.28 消防危第297号質疑、H25.2.22 消防危第25号質疑）
- (2) 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（H16.3.18 消防危第33号通知、H19.3.28 消防危第66号通知、H22.7.8 消防危第144号通知）
なお、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添1及び2のとおりである。
- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の泡放出口の機能の適否に関する点検は、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えない。
（H31.4.19 消防危第81号通知）

【別添1】

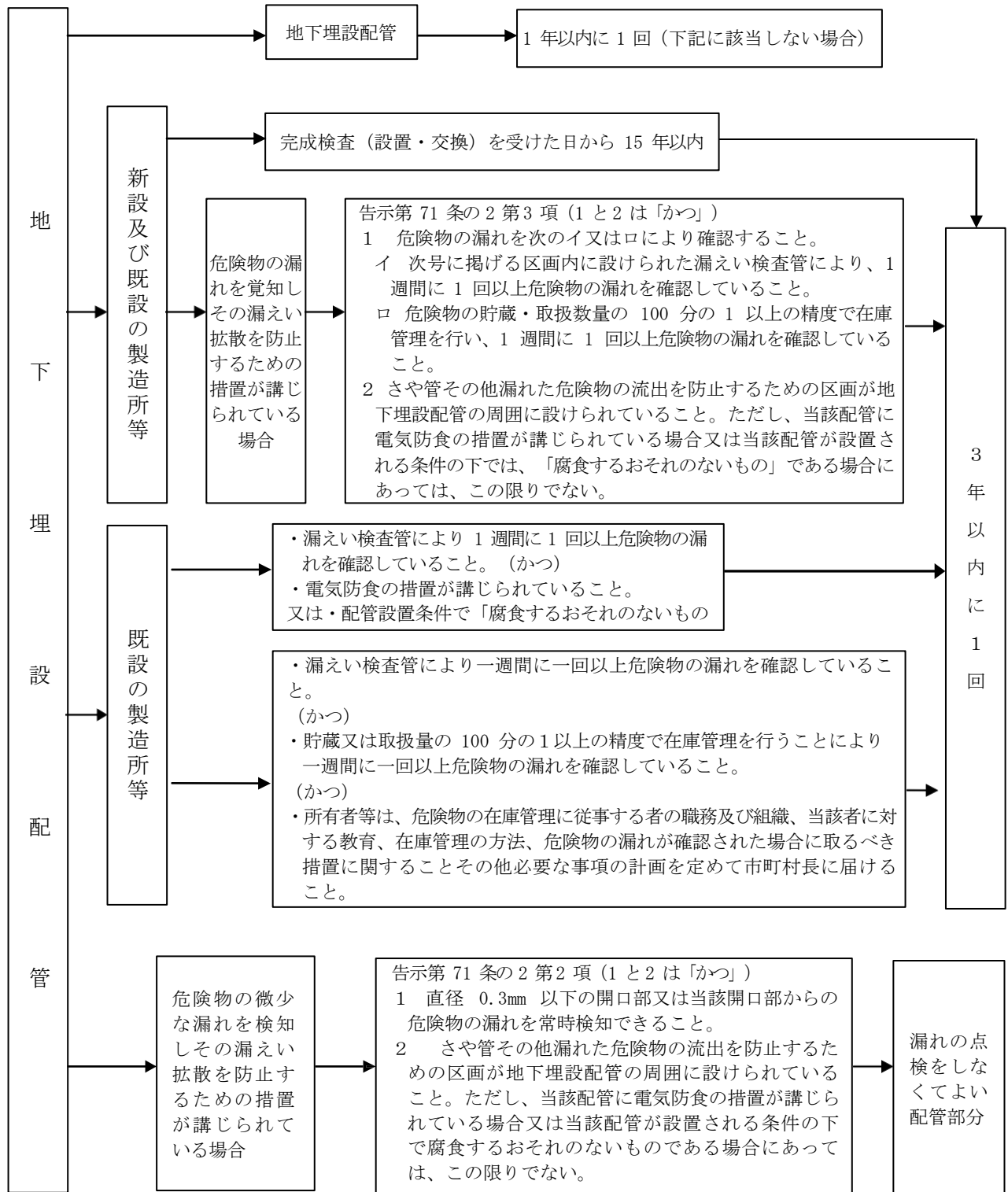
地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



※既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

【別添 2】

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



※既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

第8 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請
(危規則第62条の5の2第2項、第3項関係、危規則第62条の5の3第2項、第3項関係)

1 漏れの点検期間延長申請に添付する図書 ◆

- (1) 危規則第62条の5の2第3項に規定する申請書（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）
危規則第62条の5の3第3項に規定する申請書（地下埋設配管）
- (2) 申請に係る範囲を明示した敷地内配置（タンク及び配管）図（部分的に申請する場合に限る。）
- (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上の支障がないことが確認できる書類
- (4) その他必要な書類

2 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項（H22.7.8 消防危第144号通知）

(1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由

市町村長等が保安上の支障がないと認める場合は次のとおりとする。

- ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危規則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
- イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

第9 譲渡又は引渡の届出（法第11条関係）

1 譲渡又は引渡の意義

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいうものであること。

2 譲渡又は引渡の証明

譲受又は引渡を証明するものとして、次のいずれかの書類を添付すること。

- (1) 譲渡若しくは引渡の登記の写し
- (2) 施設の譲渡に係る売買契約書の写し
- (3) 当事者連名による譲渡書又は引渡の証明書

※ ただし、譲渡したことを明確に判断できる資料等を添付した場合は、証明書等の添付を省略することができる。

3 移動タンク貯蔵所に係る譲渡引渡

「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続き及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」によること。（H9.3.26消防危第33号通知）

4 譲渡又は引渡とならない例

次の場合は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものであること。必要に応じて内容変更届出書・管理者選任解任届出書を提出すること。

- (1) 油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合（S58.11.17 消防危第119号質疑）
油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。
- (2) 給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合（S58.11.17 消防危第119号質疑）
給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。
- (3) 同一組織内の所管変更等により、設置者が変更した場合
- (4) 設置者である会社等の名称を変更した場合

5 譲渡又は引渡のうち会社の合併は、次によるものであること。

- (1) 吸収合併の場合、吸収される会社は譲渡となるが、吸収する会社は、それによって商号又は代表者に変更があっても譲渡とはならないものであること。
- (2) 新設合併の場合は、合併する会社は、いずれも譲渡となる。

6 届出等

- (1) 届出者は譲渡又は引渡を受けた者であること。
- (2) 届出書の記載事項のうち製造所等の欄は旧所有者の内容（移動タンク貯蔵所で譲渡又は引渡により常置場所が変更となった場合等）を記入すること。

第10 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出（法第11条の4関係）

- 1 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に変更を行う場合に10日前までに届け出ること。
ただし、指定数量の倍数の変更に伴い保有空地が拡大される場合は変更許可が必要となる。
また、当該変更に伴い保有空地を縮小する場合は本届出に図面を添付すること。◆
- 2 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名の変更に該当しない化学名等の変更（品目変更）についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。◆
- 3 移動タンク貯蔵所で品名及び数量を変更したことにより積載重量が変更となる場合は、次の図書を添付すること。◆
 - (1) 危険物の比重証明書（比重証明書等により確認を要するものに限る）
 - (2) 側面枠取付図（接地角度計算を含む。）（従前より積載重量が増加する場合に限る。）
 - (3) その他必要な図書
- 4 給油取扱所等で地下貯蔵タンクの一部を廃止し、品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、本届出を行うこと。◆
- 5 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について（H22.7.8 消防危第144号通知）
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省告示第246号）の施行（平成23年2月1日）後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油（一種に限る）以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験（「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」（JIS K 7070）による浸せき試験）の結果を添付すること。

第11 廃止の届出（法第12条の6関係）

1 廃止届の留意事項

- (1) 届出者は、設置者と同一人であること。
- (2) 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。（S37.9.17自消丙予発第91号質疑）
注）移動タンク貯蔵所で、売買等によりその後も国内で移動タンク貯蔵所として継続使用されるものにあつては廃止の届出を行わないこと。
- (3) みだりに放置された製造所等については、関係者において消防法第3章に規定する占有者として適当な者を選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。（S51.2.21 消防危第117号質疑）
- (4) 廃止届には、完成検査済証（原本）及び許可書（原本）を添付すること。（市危則第6条）
なお、紛失等により添付できない場合は、消防本部予防課危険物担当へ連絡し必要な指示を仰ぐこと。◆
- (5) タンク検査済証副（金属プレート）の添付を求めるもの（紛失していない場合に限る）。◆
- (6) 「廃止年月日」の欄は、製造所等の用途を廃止した日であり、届出年月日と同一日又はそれ以前の日付とすること。
- (7) 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。（H17.1.14 消防危第14号通知）
- (8) 地下貯蔵タンクに係る廃止届には、タンク内の危険物の除去及び洗浄並びにタンクの注入口を閉止する等の措置が講じられていることを確認できる資料（写真等）を添付すること。◆
- (9) 廃止届がなされたタンク及び配管は、撤去することを原則とするが、やむを得ず残置されたもので財産としないものについては、環境法令等の規制を受ける場合があるため、事前に各市町村（旭川市、鷹栖町及び上川町）の環境部等に「埋め殺し（残置）」について相談し、必要な指示を仰ぐこと。◆

2 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針（H3.7.11 消防危第78号通知）

- (1) 廃止タンクの危険性に関する周知徹底
用途を廃止した地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンク内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する機会が多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。
- (2) 廃止時の留意事項
 - ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
 - イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようにタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

(3) 廃止タンク掘り起こし時の留意事項

- ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
- イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
- ウ 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。

(4) 廃止タンク解体作業時の留意事項

- ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
- イ 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底すること。
- ウ 消火器を準備しておくこと。
- エ 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
- オ マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。
 - (ア) 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法
 - (イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の安全性を有する方法
- カ マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

(5) その他

- ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、(3)及び(4)によること。
- イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

第12 休止、再開の届出（市危則第11条第1項関係）

- 1 製造所等は3ヶ月以上（ボイラー、バーナーその他これらに準ずる装置で危険物を消費する一般取扱所は6ヶ月以上）休止するときに届出をするものであること。
- 2 休止届出は、原則として1年毎に提出すること。
- 3 休止する製造所等は、原則として危険物をすべて取り除くこと。◆
- 4 使用再開を前提とする場合やタンク内部の洗浄が困難な場合などは不活性ガス等で置換し、他施設との連絡配管等を取外し、又は閉止板等による縁切りを行うこと。◆
- 5 製造所等は、休止中であっても法第14条の3の2に規定する定期点検を実施する必要があること。ただし、危規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」の申請が認められた場合は、この限りでない。
- 6 休止中の製造所等の使用を再開する場合は、定期点検に準じた点検を実施し、安全を確認してから使用すること。◆
- 7 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間（約6か月間）休止し、その間、非危険物の保管を認めてもさしつかえない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。（S56.9.25 消防危第120号質疑）

第 13 危険物保安監督者の選任・解任の届出（法第 13 条関係、法第 14 条関係）

1 選任する単位については、次によること。◆

(1) 危険物保安監督者は、原則として兼任させないものであること。ただし次に掲げる場合には、他の製造所等の保安監督者を兼任できるものとする。

ア 製造所等の区分、所在地又は本人の職務上の地位から判断して危険物の取扱作業に関し監督が可能であること。

イ 兼任する作業所等が、本務の製造所等と敷地が異なり又は同一敷地内であっても著しく離れていないこと。

ウ 管理権限が同一であること

(2) 保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、一の製造所等につき 1 人を選任すること。ただし、1 人では保安の監督に支障のおそれがあるときは、複数選任することができる。

2 届出は、一の製造所等ごとに提出すること。◆

3 選任の届出をするときは、危険物取扱者免状の写し（表・裏）を添付すること。◆

4 危険物保安監督者の被選任要件とされている 6 か月以上の実務経験は、法第 11 条第 1 項の規定に基づいて設置された製造所等における 6 か月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。

（H1.7.4 消防危第 64 号質疑）

5 実務経験の証明者は、危険物取扱者が実務に従事したとする事業所の長等、当該事業所における業務を統轄、管理する者であること。（H1.7.4 消防危第 64 号）

6 危険物の取扱い作業に従事していなかった者を危険物保安監督者に選任する場合で、当該作業に従事することとなった日から起算して過去 2 年以内に危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けていない場合には、選任の際に 1 年以内に保安講習を受講する旨を記載すること。◆

7 保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成検査済証の交付を受けるまでに危険物保安監督者の選任の届出を行うこと。◆

8 共同住宅等の燃料供給施設にあつては、危険物保安監督者を選任する義務がある。

（H16.6.4 消防危第 62 号質疑）

なお、共同住宅等の燃料供給施設及び地下タンク貯蔵所における配置の選任等については、旭川市で定める運用によること。

9 選任しなければならない製造所等は、次の表のとおり

[販売取扱所以外の製造所等]

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下のもの		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下のもの	指定数量の倍数が30を超えるもの
貯蔵・取扱い危険物の数量						
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所等の区分						
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所	—	○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所	—	○	—	○	○	○
地下タンク貯蔵所	—	○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所	—	○	—	○	○	○
移動タンク貯蔵所	—	—	—	—	—	—
屋外貯蔵所	—	—	○	○	—	○
給油取扱所	○	○	○	○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○	○	○
容器詰替 ボイラー等消費	—	○	○	○	○	○

表第 1-17-1

[販売取扱所]

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
	指定数量の倍数が15以下のもの		指定数量の倍数が15を超え40以下のもの		指定数量の倍数が15以下のもの	指定数量の倍数が15を超え40以下のもの
貯蔵・取扱い危険物の数量						
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所等の区分						
第1種販売取扱所	—	○	/	/	○	/
第2種販売取扱所	/	/	—	○	/	○

表第 1-17-2